

平成30年7月25日

会 員 各 位

札幌弁護士会

会長 八 木 宏 樹

法律事務所事務職員の業務研修、労働条件等について（依頼）

事務職員の雇用条件につきましては、個々の法律事務所において適正に定められているものと存じますが、労働関係法令の違反というような事態は、弁護士としてあってはならないことであり、法律事務所の健全な運営のためにも、仮に違反行為があった場合には速やかに是正されなければなりません。

このような観点から、会員各位におかれては、以下の点についてあらためて留意くださるようお願いいたします。

1 労働条件の明示

事務職員の雇用に当たっては、就業時間、賃金、賞与、社会保険等の労働条件について、書面の交付による明示義務があります（労働基準法15条1項、同施行規則5条1項）。

2 労働保険への加入

一人でも事務職員を雇用している場合には労働保険（労災保険、雇用保険）に加入する法的義務があります。未加入の場合には速やかに手続をお取りください。

3 社会保険への加入

法律事務所は、社会保険（健康保険、厚生年金）への加入については任意適用事業所ですが、前記諸要請の観点から、加入についての御検討をお願いします。

4 年次有給休暇の付与

年次有給休暇の付与は、労働基準法によって義務付けられています。また、取得できるよう、その労働環境も必要とされます。

5 健康診断の受診

雇用主である会員は、事務職員に対し、健康診断を受診させることが義務付けられています。当会の行う健康診断を利用する等して義務を果たしてください。

6 セクシュアル・ハラスメント，性別による差別的取扱い及びパワー・ハラスメント防止の取組，その他労働関係法規の遵守

「産休」「育休」の取得など，女性事務職員の権利行使や，上記以外の点についても，労働関係法令を遵守するとともに，セクシュアル・ハラスメント，パワー・ハラスメントを防止するなどして，良好な職場環境を維持するよう御配慮ください。また，法律上努力義務とされている事項についても実施に向けての努力をお願いいたします。

なお，日弁連では，2012年4月に「性別による差別的取扱い等の防止に関する規則」を施行しており，当会も「差別的取扱い等の防止に関する規則」を設けておりますので，各規則をご確認いただき，事務職員にも周知していただけますようお願いいたします。

7 事務職員研修の受講

当会及び日弁連の行う事務職員研修に御協力いただき，事務職員を積極的に研修に参加させるよう御配慮ください。

8 法律事務所における危機管理

2007年に大阪で法律事務所事務職員が殺害されるという事件が，2010年6月には横浜において弁護士が刺殺されるという事件が発生しております（横浜の事件については，2013年3月に日弁連から全会員に冊子を送付。）。

法律事務所に対する業務妨害事件は増加しており，弁護士とそこに働く事務職員の方が安全・安心に働くことができる環境を整えることは急務です。

2016年6月に日弁連から発行され，各会員に送付及び日弁連会員専用サイトへ掲載されております「弁護士業務妨害対策マニュアル」（5訂版）等を参考に事務所の危機管理に一層の取組をお願いいたします。

以上